

ID: 1340

担当部署: 建設水道課

| | | | |
|--|----------------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 沿道整備推進機構の指定 | | |
| 法令名 根拠条項 | 幹線道路の沿道の整備に関する法律 第13条の2第1項 | | |
| 法令番号 | 昭和55年法律第34号 | | |
| 【基準】 法第13条の2第1項の規定による。 (沿道整備推進機構の指定) 第13条の2 市町村長は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、沿道整備推進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。 | | | |
| 標準処理期間 | 30日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月1日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |